

令和3年6月14日招集の定例県議会  
における知事提案説明要旨

本日ここに6月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されてから約2か月が経過し、新規陽性者数や確保病床の使用率は少しずつ下がってきております。

こうした状況において、L452Rいわゆるデルタ株をはじめとする変異株への懸念がある中、再び感染拡大となる事態を避けるために市町村とも連携しながらワクチン接種を迅速に進めていく必要があります。

一方、感染拡大が長期化し、人流抑制のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが延長されたことで、国内、県内の経済活動への影響は深刻なものとなっています。

5月の国の月例経済報告では、景気判断を3か月ぶりに下方修正するなど依然として厳しい状況にあると示されました。特に個人消費では緊急事態宣言の影響で飲食業や宿泊業の落ち込みが大きくなっているとしています。

また、県の四半期経営動向調査では、緊急事態宣言下にあった昨年の4月から6月期の景気動向指数が、リーマンショック時を超える、調査開始以来最大の下げ幅となりました。今年の1月から3月期では持ち直しの動きがみられるものの、まん延防止等重点措置を講じる状況が続いていることなどから、県内経済はコロナ禍以前の水準までは回復していない状況にあります。

県といたしましては、引き続き県民や事業者の皆様の御協力をいただきながら感染拡大防止対策を実施するとともに、新型コロナウイルス対策のゲームチェンジャーとなりうるワクチンを、1日でも早く多くの方々に接種いただけるように取り組んでまいります。

あわせて、外出自粛などの影響を受けている事業者へ効果的な支援を行うなど、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるよう、全力で対策を推進してまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第88号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）」でございます。

今回の補正予算案は、まん延防止等重点措置等により経営に影響を受けている県内事業者を支援するとともに感染拡大防止対策の実施に要する経費を中心に編成しております。

以下、主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、県内事業者への支援として、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響により、令和3年4月から6月の月間売上が前年又は前々年同月比で50パーセント以上減少している事業者を対象に、国が給付する月次支援金に加算して協力支援金を支給します。

また、飲食店の酒類の提供自粛等により大きな影響を受けた酒類販売事業者等には、国が給付する月次支援金に加算するとともに、売上減少率が30パーセント以上50パーセント未満の事業者まで対象を拡大して協力支援金を支給します。

加えて、感染防止対策等に取り組む宿泊事業者及び地域公共交通事業者のほか、県公式観光サイトを活用した販売促進により県産品製造事業者を支援してまいります。

次に、感染拡大防止を図るため、高齢者等が入所する施設の職員を対象としたPCR検査を継続するとともに、検査対象を通所施設の職員にも拡大いたします。

このほか、県立学校において保護者が負担する修学旅行キャンセル料への助成や生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化などについて取り組んでまいります。

この結果、一般会計の補正額は、  
121億498万6千円となり、  
既定予算との累計額は、  
2兆2,706億2,168万6千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第97号議案「埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田園居住地域を追加するとともに、屋外広告物の倒壊等による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示する者等に点検義務を新たに課すことなどを定めるものでございます。

第99号議案は、県東部地域特別支援学校（仮称）新築工事の工事請負契約の締結に関わるものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。